

東大阪市人権教育基本方針

東大阪市教育委員会

国連は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」という考えのもと、1948年（昭和23年）に世界人権宣言を採択しました。それ以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ子どもの権利条約等、人権に関する多くの条約が採択され、世界各国でさまざまな取組みが展開されてきました。

国内では、日本国憲法の保障する基本的人権の確立に向けて、法律や制度の整備を行い、同和問題をはじめ在日韓国・朝鮮人問題、障害者や女性の人権に関する問題等についてさまざまな具体的な取組みが進められてきました。

本市においても、同和教育基本方針、在日外国人（主として韓国・朝鮮人）の人権に対する基本指針等を策定し、市民一人ひとりが人権を尊重し、差別のない明るく住みよいまちづくりをめざし、その実現に努めてきました。

しかしながら、日本固有の人権問題である同和問題は解決へ向けて進んでいるものの、差別意識解消の問題、自己実現（注1）に向けた学力向上の問題等、依然として問題が残されており、また、女性、障害者、高齢者、子ども、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人に係る問題等、さまざまな人権問題が存在しています。現在では、これらの問題に加えて、国際化に伴う渡日外国人の人権問題、地球規模に広がる環境問題、さらには、情報化の進展等、社会の変化による新たな人権問題が生まれてきています。

「21世紀を『人権と共生』の世紀に」という言葉には、これらの人権問題を一日も早く解決し、国際社会の一員として共に生き、世界の恒久平和とすべての人々の幸福の実現を図るという願いが込められています。そのためには、すべての人々が人権とは何かを問い続け、人権問題を自らの課題と捉え、その解決に向けて行動することが重要です。その基礎となる教育の果たす役割は大きく、生涯にわたる学習機会の充実に努め、人権教育の一層の推進を図る必要があります。

以上の観点に立って、日本国憲法及び教育基本法、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約及び子どもの権利条約等、ならびに部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）、大阪府人権尊重の社会づくり条例等の趣旨をふまえ、東大阪市の教育分野において人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定めます。

1. 豊かな自己実現をめざす人権教育を推進します。(個の確立)

一人ひとりが自分に自信や誇りをもち、ものごとを主体的に考え、前向きに課題と向き合うことが人権意識を育む基盤です。その中で、人権及び人権問題を自らの課題として考えるとともに、将来を展望できる確かな学力を身につけることが必要です。そのための学習プランづくりを支援し、個性を尊重し生きる力を育む取組みを進め、豊かな自己実現をめざす人権教育を推進します。

2. ちがいを認め合い、豊かにつながり合える人権教育を推進します。(豊かな人間関係づくり)

現在のグローバル化(注2)した社会において人と人とが共生していくには、さまざまな個性や生活背景のある人との出会いや交流を重ねて、人間関係を活性化させていくことが必要です。そのために、あらゆる教育活動を通して民族や性、障害等さまざまな違いや生き方を認め合い、共に生きていくことの素晴らしさを実感できる多様性教育(注3)としての人権教育を推進します。

3. 生涯にわたる学習の基礎となる人権教育を推進します。(自らの課題としての人権学習)

人権問題が、社会の変化とともにさまざまな形で新たに発生する可能性のある問題であることをふまえて、一人ひとりがあらゆる人権問題を自分の課題として捉え、主体的に学習を深め継続していく態度の育成が重要です。そのために、生涯学習体系に学習者のニーズを大切にした人権学習を位置づけ、生涯にわたる学習の基礎となる人権教育を推進します。

4. 地域コミュニティとしてのつながりを築く人権教育を推進します。(地域人権ネットワークづくり)

市民一人ひとりが、アイデンティティ(注4)を保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実や振興を図る必要があります。そのために、社会に開かれた教育課程をさらに推進し、地域の人々の教育への参画の場をつくるとともに、NPO(注5)等との連携も含めたネットワークをつくることが重要です。このような取組みを通して、人権文化が地域社会に根づく人権教育を推進します。

5. 人権教育の熱意ある指導者の育成を進めます。(指導者の資質向上)

人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識と、それに基づいた実践力を身に付けた熱意ある指導者の育成を図る必要があります。そのために、教職員をはじめとする指導者の人権教育に関わる資質・能力の向上を目的とした研修の改善や充実に努めます。

「東大阪市人権教育基本方針」については、今後、国や大阪府、本市における他の計画等との整合性や人権問題をめぐる情勢の変化に対応し、必要に応じて所要の修正・更新を行うものとします。また、本方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに関係機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しながら一層連携して推進しなければなりません。

2003年(平成15年)3月20日

2021年(令和3年)3月改訂